

令和7年2月28日

資料1

①これまでの議論

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税の仕組み(所得類型別)

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉5%～45%	5% 〈所得税〉15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

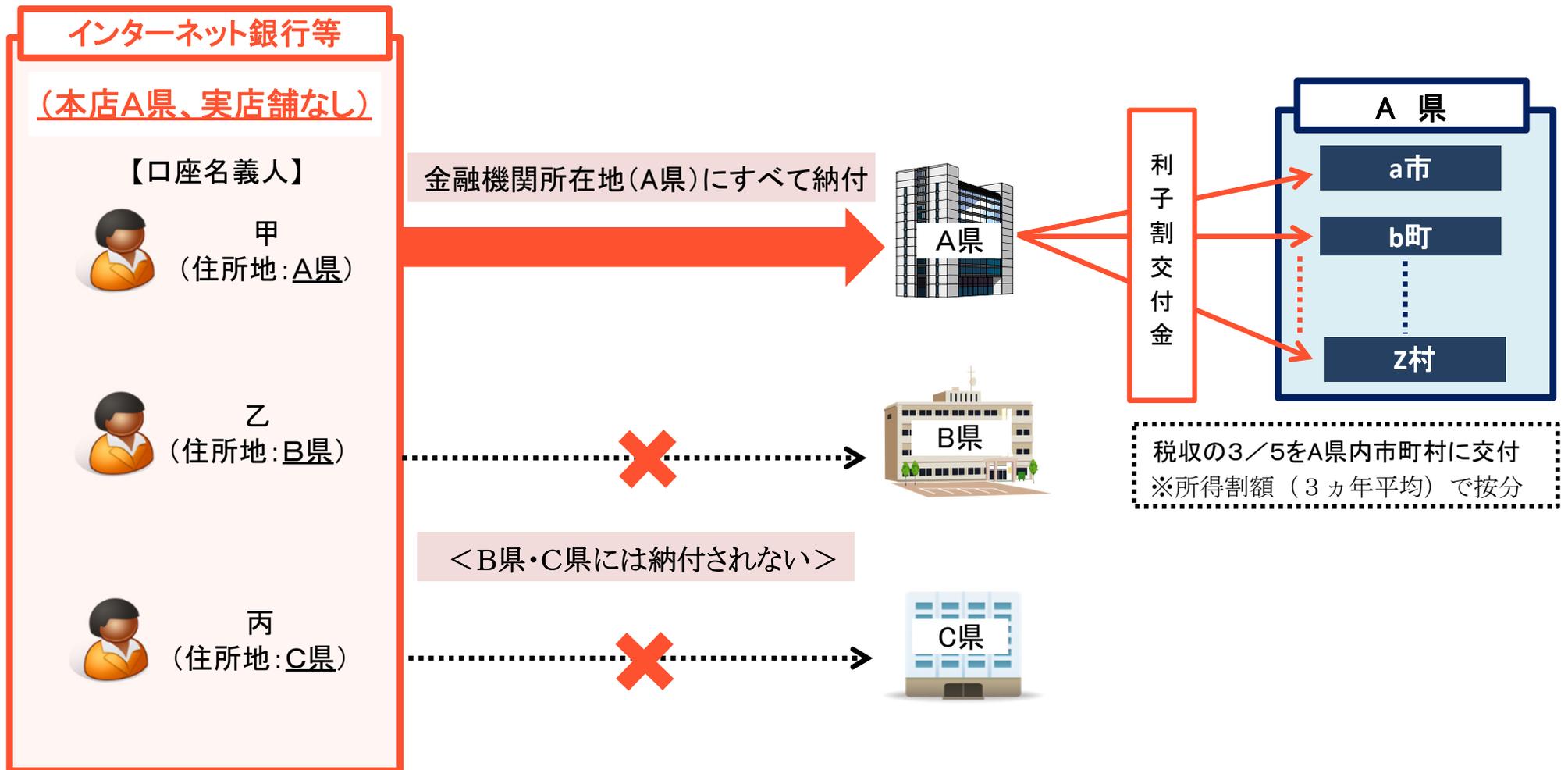
※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）。

※3 利子等の支払い事務を行なう営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

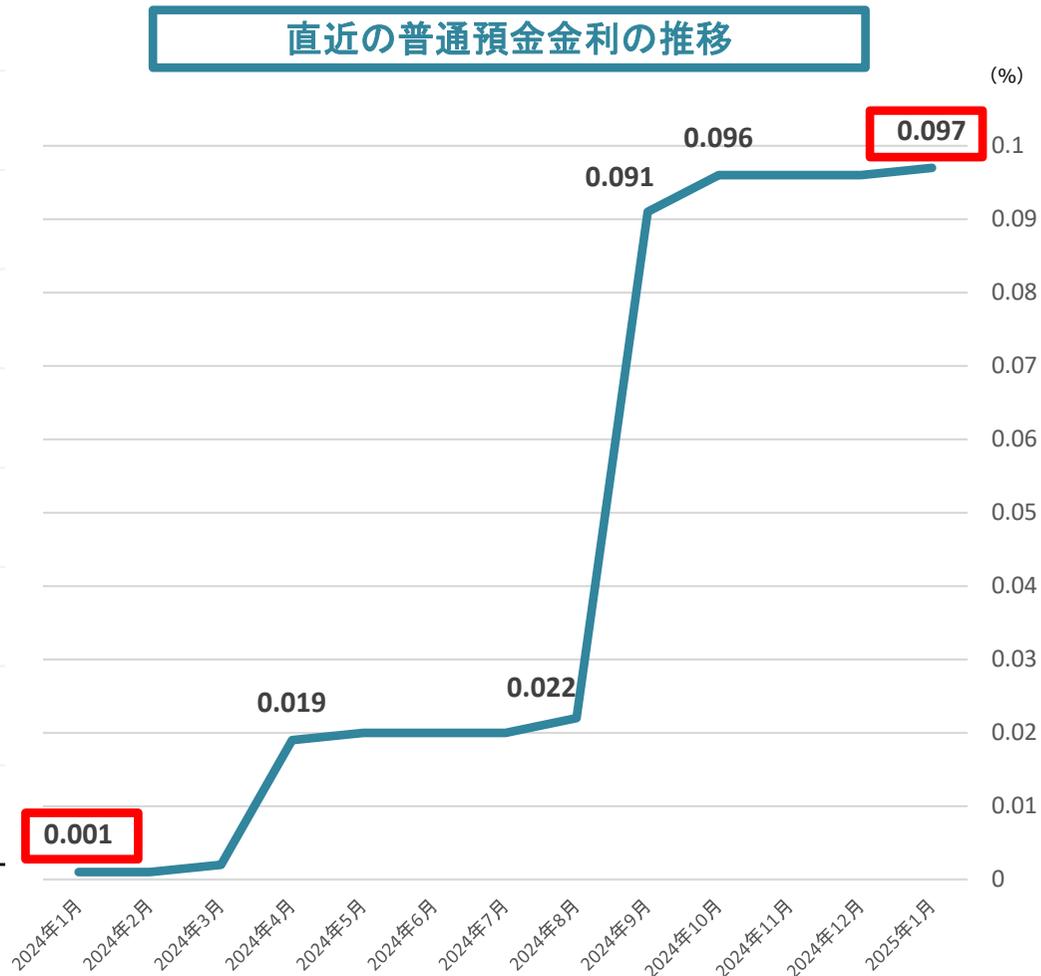
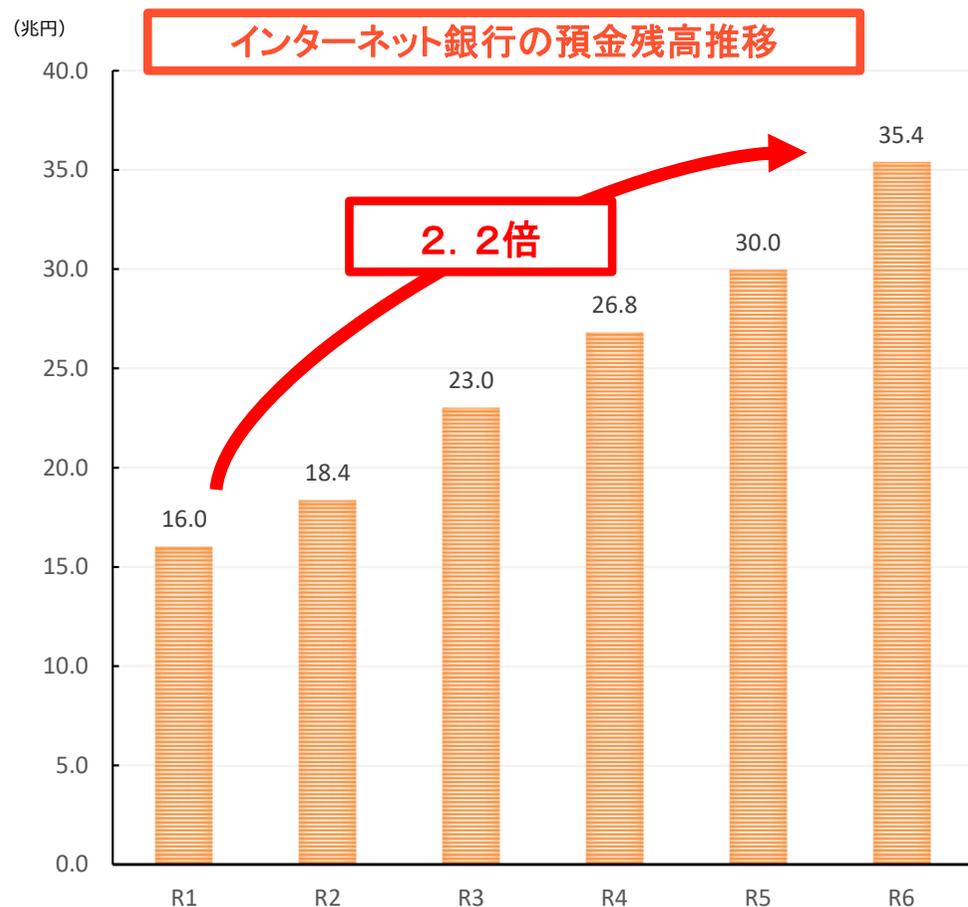
利子割に係る納付先(インターネット銀行の例)

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっている。
- 預金者の住所地に関わらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付がなされている。
※ なお、利子割と同様に金融機関が徴収・納付を行う配当割・株式等譲渡所得割は住所地に納付されている。



インターネット銀行の動向等

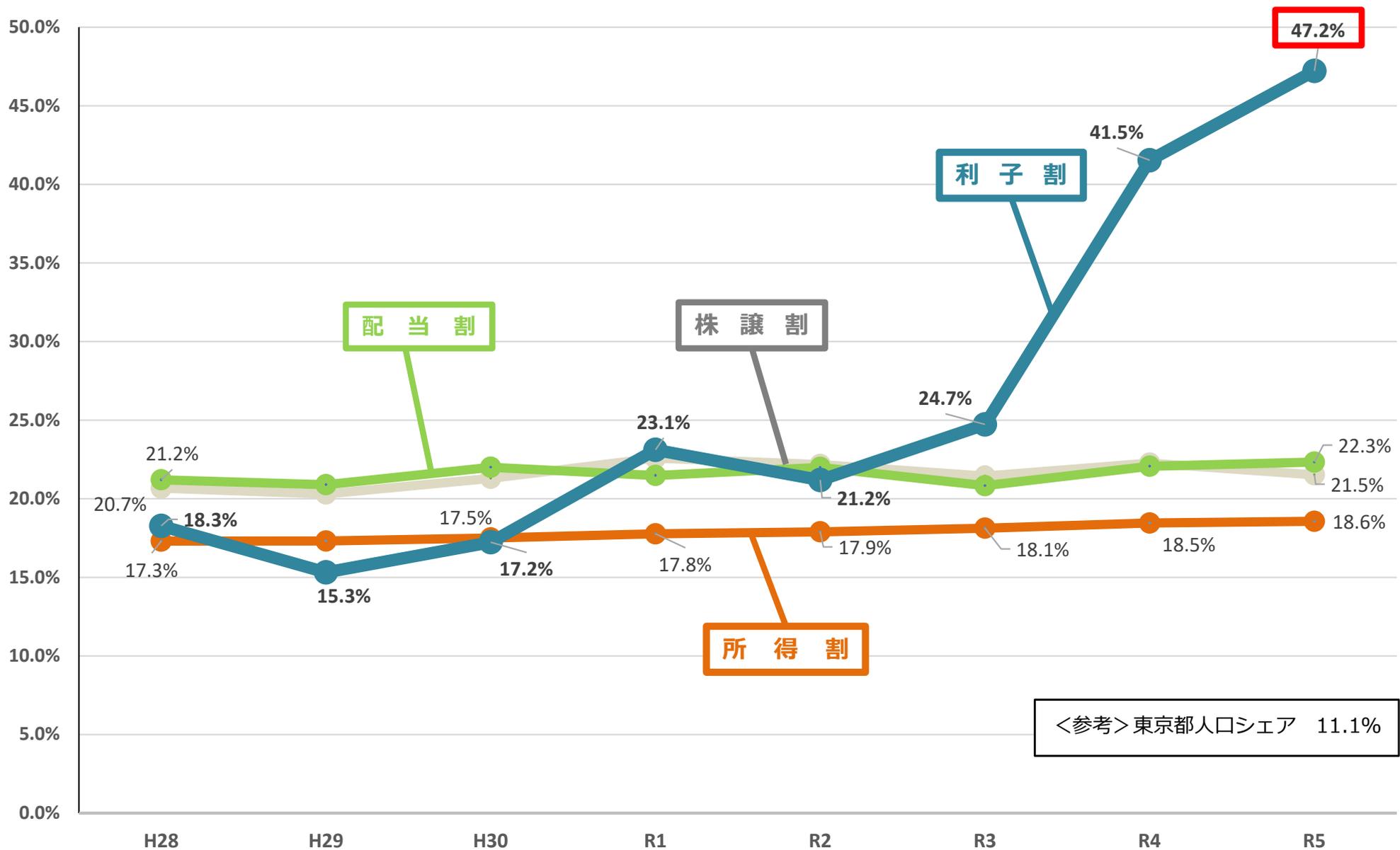
- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度（R1比+約19兆円、2.2倍程度）。
- 普通預金金利については年初に0.001%であったものが4月以降に0.02%、10月には0.1%弱の水準まで上昇。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ（法人分を含む数字）。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高（各社HPを参照）の合計額を表示。

※ 普通預金金利の推移については「日本銀行時系列統計データ」の普通預金に係る「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等（月次）」に基づき作成。

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※1 決算統計データを基に作成。

※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

○ 令和7年度税制改正大綱（抄）

令和6年12月20日
自由民主党
公明党

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

大綱決定を受けた全国知事会の声明

○全国知事会「令和7年度与党税制改正大綱」について（抜粋）（令和6年（2024年）12月20日）

また、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のため、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進めることとされた。特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することとされたことを高く評価する。今後、現在の社会経済情勢に対応した地方法人課税のあり方も含め、分析・検討をお願いしたい。